

# 伊勢原市景観チェックシート（基本編）

行為者		行為地の 地名地番	伊勢原市
行為の 概要・規模			
行為地が 該当する 景観まち づくりの 基本方針	<p>「伊勢原市景観ガイドライン（基本編）」（以下 ガイドラインという。）のP4～9に掲載する景観まちづくり基本方針を確認し、行為地があてはまる「□」欄にレ印を付けてください。</p> <p>● <b>P5掲載 3-(1) 景観の顔をつくる景観まちづくりの基本方針</b></p> <p style="padding-left: 20px;">□交流とにぎわい   □もてなし   □歴史・文化   □新たな交流   □該当なし</p> <p>● <b>P7～9掲載 3-(3) 地域らしさをつくる景観まちづくりの基本方針</b></p> <p>①「やま」「おか」「まち」「さと」4つの地域の基本方針</p> <p style="padding-left: 20px;">□「やま」の地域   □「まち」の地域   □「おか」の地域   □「さと」の地域</p> <p>②建築物の建築及び工作物の建設等に関する基本方針</p> <p style="padding-left: 20px;">□住居系   □商業系   □工業系   □沿道系   □それ以外の地域</p> <p>③屋外広告物の掲示に関する基本方針</p> <p style="padding-left: 20px;">□地域性への配慮   □にぎわいや個性の演出   □施設等の調和   □その他   □該当なし</p> <p>④大規模な開発事業等に関する基本方針</p> <p style="padding-left: 20px;">□周囲への配慮   □緩衝空間の確保   □周囲との連続性   □自然資源、歴史・文化資源の保全と継承</p> <p style="padding-left: 20px;">□地域特性の活用   □大規模なのり面等への配慮   □該当なし</p> <p>⑤その他の基本方針</p> <p style="padding-left: 20px;">□小田急線沿線地域における車窓から見える景観への配慮   □該当なし</p>		

## 1 景観に配慮した内容の確認

ガイドラインP36～37を確認し、景観に配慮した内容について、下表のあてはまる「□」欄にレ印を付けてください。  
※「市確認欄」には記載しないでください。

堆積方法等 / 景観に配慮した内容	市確認欄
<p><b>項目1 P36掲載 (1)-① 堆積方法などへの配慮</b></p> <p>□雑然とならないよう、整然とした集積、貯蔵に努めた。</p> <p>□堆積場所を道路や隣地からできるだけ離すよう配慮した。</p> <p>□周囲の景観を阻害し、圧迫感を与えないよう、堆積する高さはなるべく低くした。</p> <p>□堆積物などはむき出しにならないよう覆いをかけるなどの工夫をした。</p>	
<p><b>項目2 P37掲載 (1)-① 行為地の遮へいへの配慮</b></p> <p>□周囲に植栽や生垣、塀などを設置し、周辺から堆積物等が見えないように工夫した。</p> <p>□出入口をできる限り集約した。</p>	
<p>■上記の項目1～2を補足し、特に配慮した内容について記載してください。</p>	